

【 】

宿泊約款・利用規約

利用規約

当施設をご利用いただくお客様に安全かつ快適に過ごしていただくため、宿泊約款第9条に基づき、次の通り利用規約を定めておりますのでお守り頂けますようお願いいたします。この規約をお守り頂けない場合は、宿泊契約を解除させて頂く場合がございます。

施設のご利用形態について

1. 定員より多い場合のご利用はできません(ご利用人数に添い寝の乳児2名は含まれません)
2. 宿泊しないご友人を呼び施設および庭を使う事はできません。
また、ご予約いただいた人数以上のご利用は固くお断りいたします。
3. 人数超過でのご利用が判明し次第、即時退去かつ違約金(ご利用料金の2倍以上)をお支払いいただきます。

当施設について

1. 当施設は、建物内全面禁煙になっております。喫煙による匂いや跡が認められた場合、ハウスクリーニング代や寝具、備品の買換え費用を頂く場合があります。喫煙は建物外にてお願いいたします。
2. 施設設備や電化製品・家具・物品等を、故意にあるいは誤って壊したり汚したりした場合は復旧にかかる料金を全額負担いただきます。ただし保険金が支払われる場合は除きます。
3. 当施設の設備・備品等は、ご宿泊期間中に限りご利用者様に貸与するものであり、お持ち帰りいただくことはできません。施設内から持ち出さないでください。
4. 下記物品などの持ち込みを禁止いたします。
 - i. 火薬、爆薬、ガソリン、灯油、薬品、毒ガス、揮発油等々の危険物
 - ii. 腐敗物、不潔物、その他湿気、悪臭、異臭、臭気等を発する物
 - iii. 猫、鳥、爬虫類その他の動物ペット類全般
 - iv. 著しく大量な物品
 - v. その他法令で所持を禁じられている物 等

ご利用について

1. 未成年者のみのご利用は出来ません。
2. 風紀、治安を乱すような行為、高声、歌、楽器演奏行為、大声での会話等近隣に迷惑を及ぼす行為はおやめください。
3. 施設管理者の許可なく、営業行為(展示会・その他)等、ご宿泊以外の目的での利用はおやめください。

4. 反社会的なご利用を禁止いたします。
5. 施設にて大声を出すなど近隣に迷惑行為があった場合、近隣の住民から警察に通報される場合がありますが、その場合は法的にすべて施設利用者様が責任を負うことになります。
6. 天災、または施設利用者様の不注意で引き起こしたすべての事故、本規約に従わないために起こった事故に関し、一切の責任を負いません。
7. 管理者及び施設オーナーは、施設利用者様の車両やご持参の品物の破損、盗難、事故に關しまして、一切の責任を負いません。
8. 管理スタッフが管理等のため巡回します。
9. 著しく内装、外観を変更・装飾するのはおやめください。
10. 使用管理、防犯のため、玄関・裏庭へ防犯カメラを設置しております。

保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中、当施設から出られるときは施錠をご確認ください。
2. 施設に滞在中や特に就寝の時にも施錠をご確認ください。来訪者があったときは、不用意に開扉せずにご確認ください。不審者と思われる場合は、直ちに管理者または警察へご連絡ください。
3. ご来訪者と施設内でのご面会はおやめください。

宿泊約款

第1条(適用範囲)

1. 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとします。
2. 当施設が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約がゆうせんするものとします。

第2条(宿泊契約の申し込み)

1. 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - i. 宿泊者名
 - ii. 連絡先
 - iii. 宿泊日及び到着予定時刻
 - iv. 宿泊料金
 - v. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立したものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 第2項の宿泊料金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。
4. 当施設からの連絡を拒否されたとき。

第4条(宿泊契約締結の拒否)

1. 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - i. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - ii. 予約・満室により当施設に余裕がないとき。
 - iii. 宿泊する者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - iv. 宿泊する者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
 - v. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - vi. 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - vii. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - viii. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - ix. 実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込みをしたとき。
 - x. その他、各種法令又は都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。

第5条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が宿泊料金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、キャンセル料を申し受けます。
3. 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第6条(当施設の契約解除権)

1. 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - i. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又同行為をしたと認められるとき。
 - ii. 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - iii. 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑行為を及ぼす言動をしたとき。
 - iv. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - v. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - vi. 天災・災害・事件等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - vii. 室内・寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

第7条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当施設の受付において、次の事項を登録していただきます。
 - i. 宿泊客全員の氏名、住所及び職業
 - ii. 外国人にあっては、国籍、旅券番号、パスポートの呈示及びコピー
 - iii. その他当施設が必要と認める事項

第8条(当施設の使用時間)

1. 宿泊客が当施設を使用できる時間は、午後3時から翌日午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第9条(利用規約の遵守)

1. 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めた利用規約に従っていただきます。

第10条(料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、料金表に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金の支払いは、当施設が指定した日までに銀行振り込みにてお支払いいただきます。

3. 当施設が宿泊客に施設を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けず。

第 11 条(当施設の責任)

1. 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、10万円を限度としてその損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、火災保険に加入しております。

第 12 条(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後処分いたします。また、飲食物や使い捨ての道具につきましては、当日処分いたします。

第 13 条(駐車場の責任)

1. 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第 14 条(宿泊客の責任)

1. 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

第 15 条(約款の改定)

1. この約款は、必要に応じて随時改定することができるものとします。